

生涯教育制度改定 2023 の概要

教育部 生涯教育委員会

2003 年度に創設した「生涯教育制度」は 20 年を経過し、2023 年度に 4 度目の改定を行います。以下に制度改定の概要を会員の皆様にお知らせします。詳細は協会ホームページをご参照ください。

検討の経緯

2003 年度に創設した現行の生涯教育制度は、2008 年、2013 年、2018 年度にそれぞれ 5 年ごとの見直しを行い、改定を行ってきました。2018 年度の改定後、生涯教育制度の運用は、COVID-19 感染拡大の影響を大きく受けることになり、これまで対面開催が当然だった生涯教育制度各研修会の開催や生涯教育委員会をはじめとした各制度班の諸会議等、すべて遠隔会議システムを使用した会議となりました。慣れない環境での検討には、想像以

上に時間を要しましたが、2018 年からの 5 年の経過を振り返り、制度改定に向けた検討を行いました。また、今回の改定に向けては、同時に検討している新生涯学修制度との関係性や移行を意識し、内容を検討してきました。

これらの検討結果を 2022 年度第 5 回定例理事会（2022 年 12 月 17 日開催）に報告し、生涯教育制度の改定が承認されました。改定された制度は、2023 年 4 月 1 日より適用となります。

生涯教育制度改定 2023 のポイント

今回の改定のポイントを以下に列挙します。生涯教育制度の構造における改定箇所については、図 1 を参照してください。

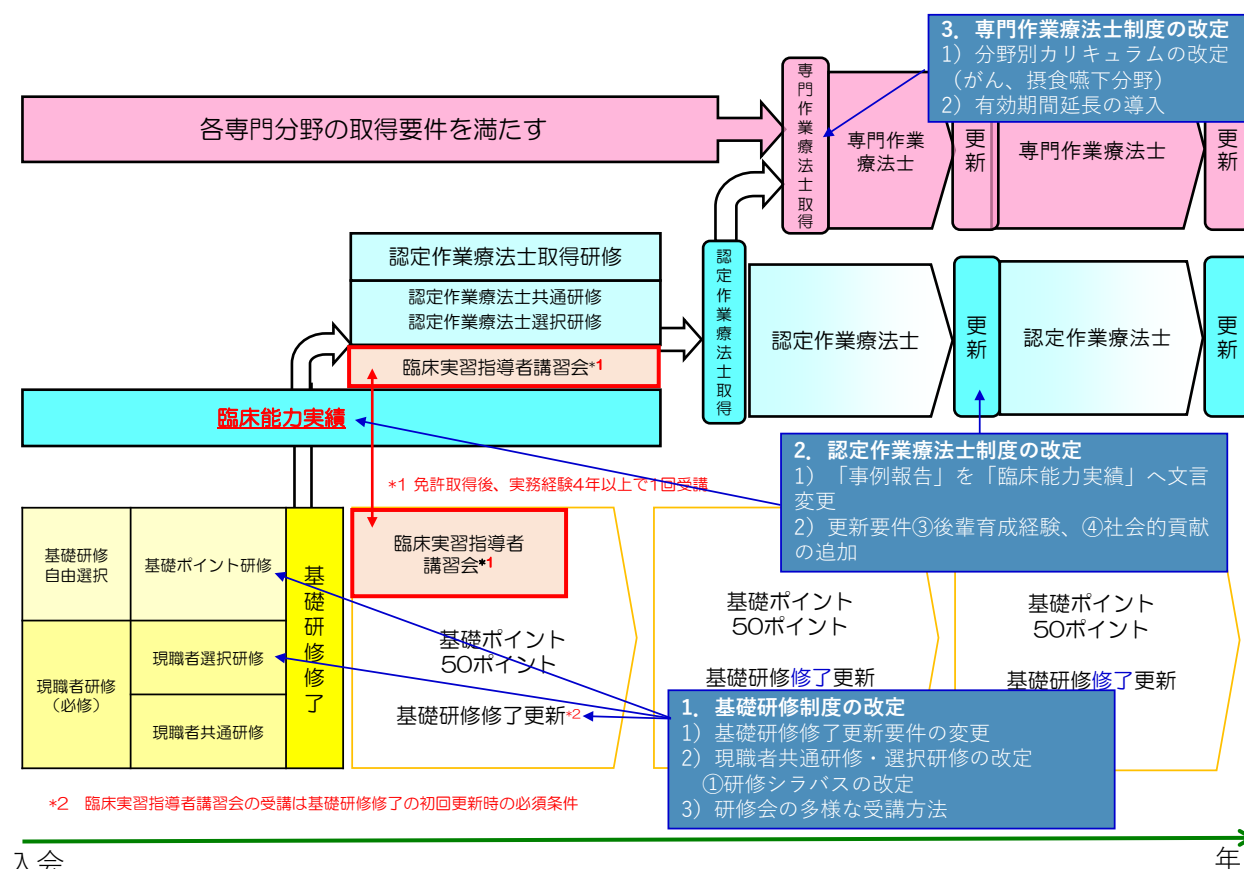


図 1 生涯教育制度の構造における今回の改定

表 1 基礎研修修了更新要件の新旧対応表

現 行	改 定	備 考
更新申請要件は下記項目すべてを満たすこと。 (1) 本会正会員であること。 (2) 申請時において、生涯教育基礎研修修了者であること。 (3) 士会正会員であること。 (4) 申請時において、基礎研修ポイントが 50 ポイント以上あること。 (5) 臨床実習指導者講習会の受講を修了すること。 ただし、2020 年 3 月 31 日時点で生涯教育基礎研修を修了している者を除く。	更新申請要件は下記項目すべてを満たすこと。 (1) 本会正会員であること。 (2) 申請時において、生涯教育基礎研修修了者であること。 (3) 士会正会員であること。 (4) 申請時において、基礎研修ポイントが 50 ポイント以上あること。 (5) 臨床実習指導者講習会の受講を修了すること。	ただし 以降文章削除

(注) 2023 年 4 月 1 日以降、上記 (1) ～ (4) の要件を満たしていても、厚生労働省指定臨床実習指導者講習会受講が修了していないと、基礎研修修了更新ができません。現時点で 50 ポイント以上あり、2023 年 3 月 31 日までに更新を希望する方は本会事務局に連絡してください。

1. 基礎研修制度の改定

- 1) 基礎研修修了更新要件の変更
- 2) 現職者共通研修・選択研修の改定
 - ①研修シラバスの改定
- 3) 研修会の多様な受講方法
 - ①オンデマンド方式研修会の受講履歴登録

2. 認定作業療法士制度の改定

- 1) 新規取得要件の「事例報告」を「臨床能力実績」へ文言変更
- 2) 「③後輩育成経験」、「④社会的貢献」に更新要件を追加

3. 専門作業療法士制度の改定

- 1) 分野別カリキュラムの改定（がん、摂食嚥下分野）
- 2) 有効期間延長の導入

生涯教育制度改定 2023 の概要

1. 基礎研修制度の改定について

- 1) 基礎研修修了更新要件の変更

2020 年 3 月 31 日までに入会した会員のうち、基礎研修が修了している会員について、「厚生労働省指定臨床実習指導者講習会」の受講を必須とします（表 1）。
- 2) 現職者共通研修・選択研修の改定
 - ①研修シラバスの改定

現職者共通研修・選択研修各テーマの学習目標・講義内容について、新生涯学修制度の前期研修（案）を

念頭に、最小限の範囲で修正・統合・追加を行いました。

現職者共通研修・選択研修では、各テーマの学習目標や講義内容および参考文献を修正し、「現職者共通研修・現職者選択研修 研修シラバス・運用マニュアル 第 5.0 版」に更新して、協会ホームページで公開します。

3) 研修会の多様な受講方法

①オンデマンド方式研修会の受講履歴登録

現在、オンデマンド方式研修会の受講履歴登録は、本会主催研修会と医療福祉eチャンネル（現職者共通研修テーマ 1 ～ 8、MTDLP 基礎編）のみを認めています。今後、現行で認めている研修会に加えて、オンデマンド方式研修会の受講履歴登録について、講義設定時間は 90 分以上であること、修了試験やレポートを課していること、受講証明書等が発行されることを条件として認めます。受講証明書例は本会ホームページを参照してください。講師ポイントは、研修時間に応じて、1 回のみ取得可能とします。

なお、都道府県作業療法士会主催の現職者共通研修・選択研修は、受講時間を担保として受講履歴を認めてきた経緯があり、現職者共通研修・選択研修のオンデマンド方式での受講は引き続き認められません。ほかの都道府県士会主催研修会は、上記条件を満たすことで認められます。

表 2 追加された更新要件

セ．養成校での特別講義、講義の実施（オンラインを含む）、臨床現場を撮影した動画等を用いた評価・治療場面の提供（オンラインを用いた臨床現場での評価・治療現場の提供）→ 依頼書1枚につき1回とする	
ツ．院内・施設内での看護等の他職種への職員研修や実技講習会や講義などの実施 → 依頼書等1枚につき1回とする	
*院内・施設内での看護等の他職種への職員研修や実技講習会、講義については、その事実が確認できる研修プログラム、研修会資料や部署間の依頼書など（内容と氏名が明記されていること）を添付する（上記ツ）。	

表 3 分野別カリキュラム（がん）の改定箇所

専門基礎Ⅳ	身体症状をもつがん患者に対する作業療法の専門的知識・技術を理解し身につける	がん作業療法で求められるリスク管理	2	講義+演習
		呼吸困難を有するがん患者とその家族の生活支援	±	講義
		全身倦怠感・体力消耗状態・廃用性症候群・がん悪液質を有するがん患者とその家族の生活支援	1	講義
		腫瘍浸潤・圧迫・CIPN、手足症候群、外見の変化、嚥下困難、食欲不振・過多、倦怠感などのがん治療の後遺症・有害反応に対するがん患者とその家族の生活支援	1	講義
		リンパ浮腫・終末期浮腫を経験した患者とその家族の生活支援	± 2	講義

2. 認定作業療法士制度の改定について

- 1) 新規取得要件の「事例報告」を「臨床能力実績」へ文言変更

認定作業療法士の申請資格の一つとして、本会事例報告登録制度に登録された事例報告3例の合格を設けています。本会学術部の一般事例の新規事例登録が2021年9月末で終了しており、新規申請・登録ができないことから、これまで用いていた「事例報告」を「臨床能力実績」へ文言を変更します。

- 2) 「③後輩育成経験」、「④社会的貢献」に更新要件を追加

COVID-19の感染拡大による臨床実習の受け入れ中止や対面での研修会・講習会の中止等で、認定作業療法士の更新要件「③後輩育成経験」、「④社会的貢献」が満たしにくい状況が確認されました。そこで、現行の更新要件「③後輩育成経験」、「④社会的貢献」にセ)、ツ)を追加します（表2）。

3. 専門作業療法士制度の改定

- 1) 分野別カリキュラムの改定（がん、摂食嚥下分野）

①がん分野

現在、専門作業療法士（がん）分野のみ専門基礎0を設定し、専門基礎研修が修了するまでにeラーニングによる聴講を求めています。他分野との整合性を図るために専門基礎0を削除します。また、専門基礎Ⅳの研修内容を一部変更します（表3）。

②摂食嚥下分野

分野特定以降の当該分野を取り巻く状況の変化に合わせ、現在の摂食嚥下リハビリテーションの状況に沿ったカリキュラムに微調整し、eラーニングやオンライン研修会を想定した専門基礎研修シラバスに変更しました。具体的な変更は協会ホームページに記載します。

- 2) 有効期間延長の導入

専門作業療法士は本会の最上位認定資格で、その資格に有効期間の延長や更新の猶予期間を設けることは不相当としてきました。しかし、「育児・介護休業法」

の改正（2022年4月）により、性別問わず育児・介護に参画し、家庭生活と職業生活との両立が可能となる社会を目指すとして、この点への配慮を検討する時期に来ています。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や研究と出産・子育て等のライフイベントとの両立支援（文部科学省）、女性活躍推進法（厚生労働省）が施行される等、女性の継続した社会参加やキャリア形成に関する支援が当会にも求められています。

そこで今回、基礎研修制度、認定作業療法士制度と同様に、専門作業療法士の有効期限に有効期間の延長を設け、会員の専門作業療法士としての継続した研鑽や活動を支援することとしました。

4. その他の改定点

1) 認定作業療法士資格再認定試験の廃止

2019年度より、認定作業療法士資格再認定試験を隔年実施していますが、受験者数は経年的に減少しており、一定の役割を終えたと考えられます。そのため、再資格認定試験は2023年度をもって廃止することとしました。

会員へのお願い

2023年4月1日より、基礎研修修了更新要件に臨床実習指導者講習会の受講修了が必須となります。現在の更新要件を満たしており、2023年3月31日までに更新を希望する方は、本会事務局に連絡してください。

また、先述の通り、認定作業療法士資格再認定試験は、2023年度が最後の実施（2024年2月予定）となります。受験を予定している方は準備をお願いします。

●生涯教育制度に関するお問い合わせ

教育部 生涯教育委員会 お問い合わせ窓口: ot-syougaiyouiku@jaot.or.jp

※お問い合わせの際は会員番号、氏名を必ずご記載ください（会員データを基に質問内容にお答えします）。